

議会運営委員会行政視察委員長報告

- 1 視察期日 令和6年10月30日（水）から10月31日（木）
- 2 視察地 岩手県一関市、岩手県奥州市
- 3 出席委員 桜井 卓、金森すみ子、保角美代、
諏訪幸男、湯沢美恵、岡村有正

4 視察項目

〔一関市〕人口10万5,831人（令和6年11月1日現在）

- ・ 議会改革について

〔奥州市〕人口10万8,088人（令和6年10月31日現在）

- ・ 議会改革について

はじめに、一関市議会の視察概要から報告いたします。

1 一関市議会の概要

議員数は、条例定数26人、現員数25人です。常任委員会の構成は、総務常任委員会8人、産業建設常任委員会8人、教育民生常任委員会8人の3委員会、その他に議会運営委員会6人、広報広聴委員会8人、治水対策特別委員会11人、NECプラットフォームズ株式会社一関事業所跡地を含む一ノ関駅周辺整備調査特別委員会25人、農地現状変更等に関する調査特別委員会25人、契約に係る不正行為等調査特別委員会25人となっています。

2 議会改革について

（1）政策提言等の実施に関する指針について

一関市議会では、令和5年6月から今後取り組むべき議会改革項目を各会派内で検討し、「政策提言等の実施に関する指針」の策定を議会運営委

員会で決定し、先進地視察を含め調査・協議を行い、令和5年10月に指針を策定しました。手順や手法に係るガイドラインを設けることで、政策提言等の実践を更に進展させようとするものとのことです。

指針の内容は、①常任委員会の所管事務調査をベースとする②全議員による政策検討会議を設置し、議員間討議により内容を精査する③政策提言は「決議案」として議会に上程し、提言書は議決時に市長に手交する④提言事項は、常任委員会で追跡調査する⑤提言事項に関し、必要に応じて常任委員会単位で代表質問を実施するというものです。

政策提言を決議案とする意義は、議会意思決定としての重み付け、議場という広く市民に見える場での提言であるとのことです。

また、提言した政策が施策に反映されているかという常任委員会の調査や、実施されていない場合の当局への確認も指針に明記されています。

課題としては昨年度策定で全体を通しての実践が未了のため、今後把握するとのことですが、議会事務局の所感では、委員会としてのテーマ設定の難しさ、また、議員及び担当書記の業務量の増加があるとのことです。

(2) 市民と議員の懇談会について

議会基本条例に基づき、平成23年度から毎年度継続して実施しています。広報広聴委員会が所管し、実施当初は対面形式でしたが、現在はワークショップ形式で小グループに分かれ、議員がファシリテーターとなり、参加者は自由に発言し討議します。

令和4年度は12団体、計201人、令和5年度は市内の高等学校、短期大学、高等専門学校、若者団体の12校と3団体、計159人が参加したとのことです。

開催後、広報広聴委員会が意見の内容をデータベース化し、各常任委員会や議会運営委員会が意見へ対応、調査し、提言として取りまとめを行

い、議員全体会議で確認、共有を図り、最終的に議長が取りまとめるということです。

実施の効果として、①市民の声を聞くことで、市政課題の把握と市民の声をベースとした議会活動が可能となる②市民の議会・議員への関心を高め、学生の主権者教育にもつながる③議会の活動報告を兼ねることができるなどが挙げられます。

課題として、対象者（団体）を議会が選定していることで、参加希望者が自由に参加できないという面があったため、令和6年度から参加希望団体の公募も導入しているとのことでした。

次に、**奥州市議会**の視察概要について報告いたします。

1 奥州市議会の概要

議員数は、条例定数 28 人、現員数 28 人です。常任委員会の構成は、総務常任委員会 6 人、教育厚生常任委員会 7 人、産業経済常任委員会 7 人、建設環境常任委員会 7 人、議会運営委員会 10 人、議会広報広聴委員会 9 人、議会改革検討委員会 10 人となっています。

2 議会改革について

（1）奥州市議会議員間討議のガイドラインについて

令和4年3月に菅原議長が所信表明で述べた市民への約束について、各会派と議会事務局とも協議し、最終的に全員協議会で全議員の了承を得て、5月に議長マニフェストと任期4年間の工程表を公表しました。その議長マニフェストの柱の一つとして「議員間討議の制度化による十分な審議と市民への説明責任」があります。

議会運営委員会において議会基本条例第9条で規定する議員間討議について内容をまとめ、令和5年8月に対話をベースとした議員間討議を制度化し

た「議員間討議のガイドライン」を策定しました。そこでは議員間討議のルール、実施場面、対話や議論、討論の在り方、討議結果の事後確認、市民への情報公開の徹底などが定められています。

議員間討議のルール化は、議員同士の信頼関係の強化、討議の質の向上や議会運営の効率化が図られる一方で、課題としてはガイドラインの遵守の度合が議員間でばらつきが生じていること、討議の透明性の確保の仕方やガイドラインの継続的な見直しが必要となってくることなどが挙げられるとのことでした。

(2) 奥州市議会 I C T 推進方針について

議長マニフェストでは「奥州市議会の見える化の推進」も表明しています。その取組の一つである議会基本条例第 10 条の 2 で規定する I C T の活用について、主な内容をまとめ、I C T 推進方針の明確化の手段として「奥州市議会 I C T 推進方針」を令和 5 年 8 月に公表しました。

この方針にはタブレット端末でのオンライン会議、調査、行政視察の実施、生成 A I の活用、オンラインアンケート及び災害時での活用やセキュリティの推進などが定められています。

タブレット端末を積極的に活用し、様々な試行とルール化にチャレンジしているとのことですが、システム導入の費用と、その費用についての市民の理解を得ることが課題とのことでした。

(3) 各常任委員会でテーマを決めて行う市民と議員の懇談会について

奥州市議会では、市民と議員との懇談会をワールド・カフェという形で実施しています。常任委員会ごとにテーマを決めて、市の政策や課題について意見交換をする場で、各テーブルに 4 人から 5 人に対し議員 1 人がファシリテーターとして意見を聴取し、まとめます。

市民の声を反映し、より良い政策立案をするための重要なプラットフォーム

ームとなっています。各常任委員会では市民の意見を把握し、市の現状調査や先進自治体の調査、市との協議や議会での協議を行い、政策立案・提言へと進みます。

市民が議員と直接話し合い、市の取組や課題に意見を述べることで、議員は市民の意見を聴き、それを政策に反映できるため、市民と議会との信頼関係が強化され、透明性のある議会運営が促進されるものと考えているとのことです。

課題としては、各議員のファシリテーターとしてのレベルや市民意見の記録方法に懸念があるとのことでしたが、現在している対策として、市民意見の記録方法については生成AIを活用し、見落としがないかの確認作業を実施しているとのことでした。

以上、報告いたします。

当委員会は、このたびの行政視察の資料分析を進めるとともに、さらに他市の取組の状況を収集し、議長から諮問された事項の他、議会の機能・責務を強化するとともに、市民に開かれた議会、市民の期待に応え、信頼される議会としての議会改革に向けて取り組んでまいります。

なお、詳しい資料は、議長への視察報告書に添付してありますので、必要な方は御覧いただきたいと思います。

令和6年11月27日

北本市議会運営委員会
委員長 岡村 有正

北本市議会議長 滝瀬 光一 様